

# 豊島区法定外税検討会議専門委員会（第四回）

日 時；平成15年5月27日（火）午後6時30分～〔区民センター4階〕

## 1. 放置自転車等対策税」に関する論点の検討

## 2. その他

2003年5月27日

放置自転車等対策税における課税物件及び課税標準のとりえ方について（メモ）

豊島区法定外税検討会議委員

池上 岳彦

1. 『豊島区区税調査研究会報告書』（42～43 ページ）において、放置自転車等対策税の課税物件（課税対象）は「放置されている自転車のうち駅周辺の健全な利用を妨げるため、撤去を必要としたもの及び自転車駐車を利用した自転車」とされ、課税標準はそれらの自転車の台数（撤去台数及び自転車駐車場定期利用登録者数）、納税義務者は鉄道事業者とされている。
2. しかし、課税物件とされる自転車は、納税義務者とされる鉄道事業者に帰属しているとはいえない。また、撤去台数等は、豊島区による撤去作業の実施状況如何で変化する。そのため、これらは課税物件及び課税標準としての客観的な物及びその数量とはいえないであろう。
3. 放置自転車等対策経費の一部をまかなう目的税の場合であっても、自転車自体を課税物件にするとは限らない。もし仮に、放置自転車等対策経費の一部について鉄道事業者が税の形で負担を求めるとすれば、その課税物件は豊島区内における鉄道事業者の事業活動規模になるであろう。その場合、課税標準になりうるものとしては、（A）区内の鉄道駅における乗車人員数、（B）鉄道事業者が区内に所有する固定資産の価格等が考えられる。このうち（B）は、既存の固定資産税（都税）と課税標準が重複するという面がある。
4. たとえば、豊島区内における鉄道事業者の事業活動規模を客観的に表すものとして「前年度の豊島区内の鉄道駅における乗車人員数」を課税標準とした場合、どれほどの税率が想定されるかを考えてみる。  
仮に『豊島区法定外税検討会議 第一部会報告』（178 ページ）に示されている「平成13年度課税推計額」247,749 千円を必要な税収とみなして、これを「平成12年度乗車人員」633,906 千人で割れば、税率は「乗車人員 千人につき 391 円」（1人1回の乗車につき 0.391 円）となる。

以上